

第2章 環境保全の総合的推進

第1節 行政組織

1 県の行政組織

[本 序]

公害の防止、環境の保全等の推進のため、県では昭和43年の環境保全係の新設以降、行政需要に応じた組織機構の整備と充実を図ってきた。

平成7年度には、幅広い環境問題に対応し、環境関係部門を一元化するため、「環境局」を新設し、平成12年度には、県民生活に直結した環境問題に総合的・横断的に取り組むため、環境局を含めて「県民」施策を中心的に所掌する「県民環境部」を設置した。

平成15年度には、原子力安全対策を専門的・一元的に取り扱う「原子力安全対策推進監」を配置するとともに、水環境の保全に関する一貫した業務の実施を行うため、水質指導係及び水質保全係を統合し水環境係を設置し、土壤汚染対策を一元的に推進するため、土壤汚染対策係を設置した。また、えひめエコランド構想の実現に向けた循環型社会構築の推進体制を強化するため、えひめ循環型社会推進計画全般の業務を行う「計画推進係」と、環境ビジネスの育成・支援業務を行う「環境産業振興係」を新設した。

平成20年度には、地球温暖化対策や循環型社会の形成など環境行政の一体的な推進を図るため、技術面での統括者となる「環境技術専門監」を設置した。また、廃棄物対策とリサイクル対策に一体的に取り組み、施策を効率的に推進するため、廃棄物対策課を「循環型社会推進課」に改称した。さらに、地方局への権限委譲に伴う事務の効率化のため、環境審査係と地球環境係を「大気・環境評価係」に、水環境係と土壤汚染対策係を「水・土壤環境係」にそれぞれ統合するとともに、地球温暖化対策の充実・強化のため「温暖化対策係」を新設した。

平成21年度には、自然公園等の自然環境の保護と利用の促進に効率的かつ一体的に取り組むため、自然保護係と自然公園施設係を「自然公園係」に統合した。

平成22年度には、温室効果ガス排出量削減に向けた効率的かつ効果的な施策展開を図るため、温暖化対策係を温暖化対策の総合企画等を行う「温暖化企画係」と、温暖化対策事業の推進に取り組む「温暖化対策係」に分割・設置した。

平成23年6月15日には、東日本大震災を踏まえ、原子力安全対策の一元化を図るため、「原子力安全対策推進監」、「原子力安全係」を県民環境部防災局へ移管し、「原子力安全対策課」を新設した。

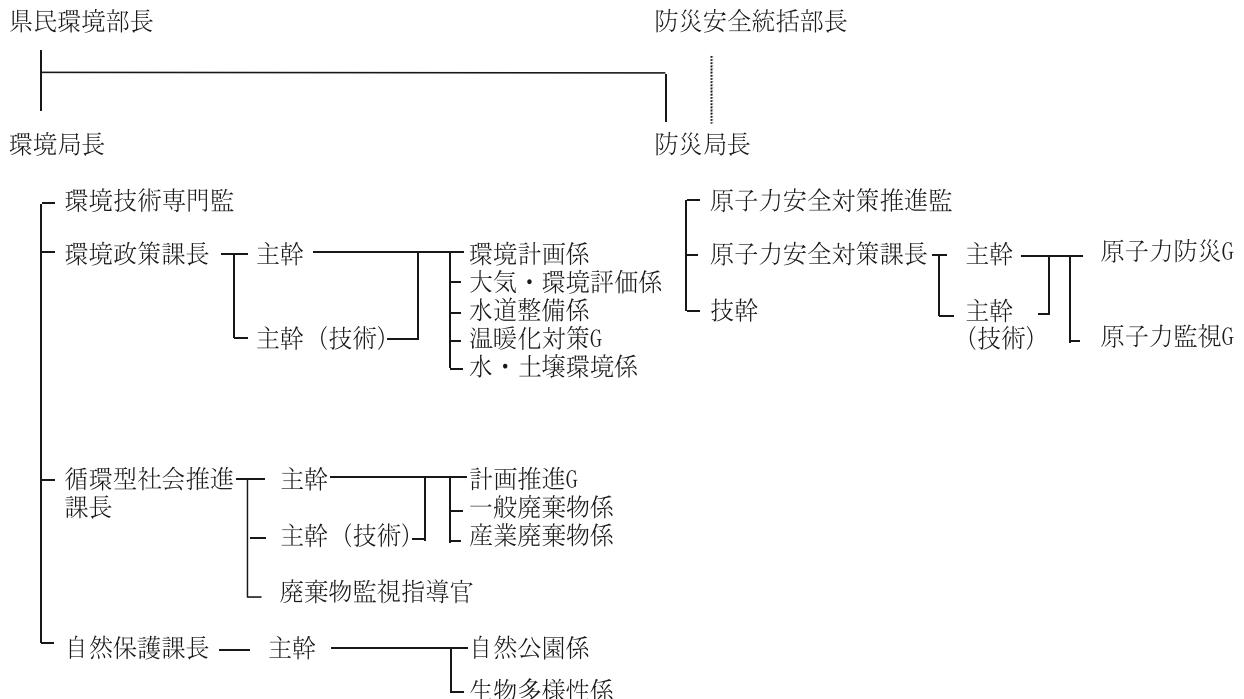
平成24年度には、業務執行リーダー制の全序的な導入に合わせ、循環型社会推進課における警察官（併任）の不法投棄防止対策や環境犯罪の未然防止に関する役割を明確にするため「課長補佐」を「廃棄物監視指導官」に改称した。また、「生物多様性えひめ戦略」に基づき、生物多様性の保全・再生・管理に向けた施策を推進するため、自然保護課野生生物係を「生物多様性係」に改称した。

平成25年度は、地球温暖化防止実行計画に基づき、温暖化防止施策を効率的かつ効率的に推進するため、環境政策課温暖化企画係と温暖化対策係を統合し、「温暖化対策グループ」を設置

した。

平成 27 年度には南海トラフ巨大地震をはじめとする「防災・減災対策」、「原子力防災対策」の一層の充実・強化を図る観点から、知事直轄で迅速かつ部局横断的に実施することとし、その全体を統括する新たなポストとして「防災安全統括部長」を新設した。また、循環型社会づくりに向けた 3 R の推進などの各種施策を機動的かつ効果的に実施するため、循環型社会推進課計画推進係と環境産業振興係を統合し「計画推進グループ」を設置した。

【平成 30 年 4 月 1 日現在】



〔出先機関〕

平成 10 年 4 月 1 日、地域保健法の施行に伴う保健所機能の強化及び広域化を図るため、14 か所の保健所を 8 か所に再編するとともに、均衡のとれた保健サービスの提供ができるよう、中央保健所に 6 か所の支所を設置、中央保健所には、環境公害関係業務の増大に対応するため、「環境保全課」を設置した。また、衛生分野及び環境・公害分野の試験研究・監視指導体制を総合化するため、衛生研究所及び環境保全センターを統合して「衛生環境研究所」を設置した。

平成 15 年度には、衛生環境研究所に、原子力安全対策に関する県民の不安を解消するため、環境放射能に関する調査・分析部門を独立させ、環境調査課を新設した。

平成 16 年度には、廃棄物の適切な処理の指導を行うため、各保健所の環境保全課内に廃棄物指導係を設置した。

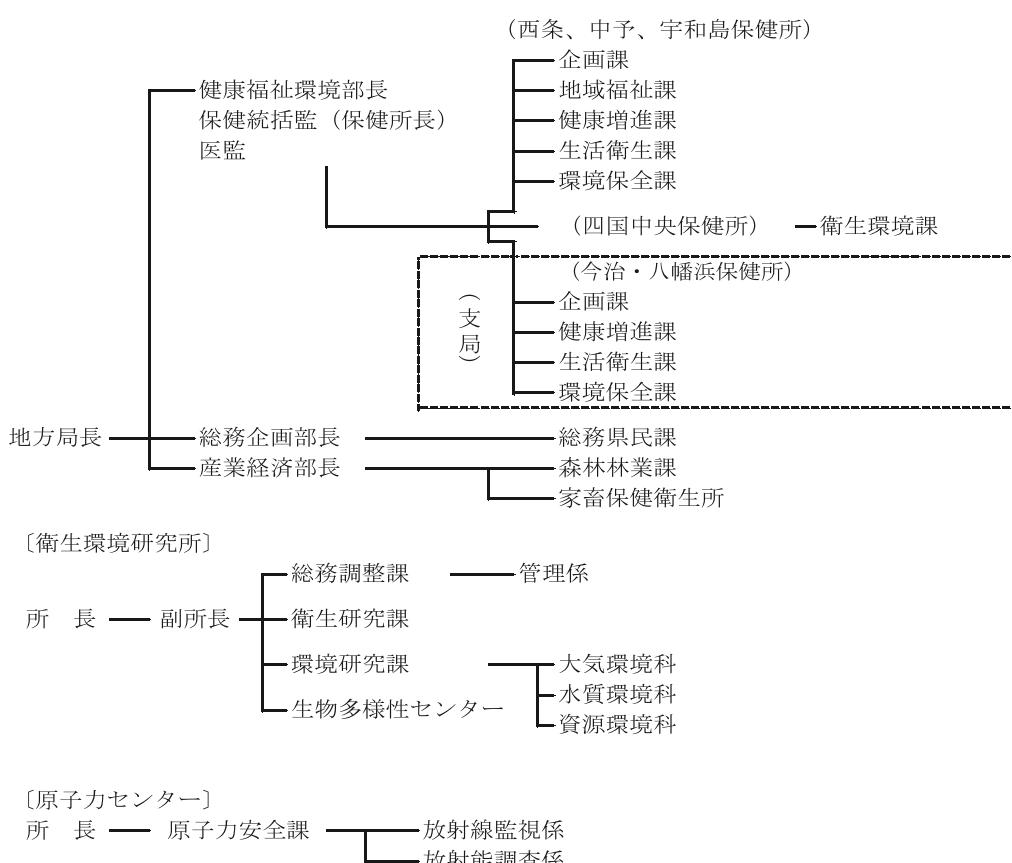
また、平成 17 年 3 月 31 日をもって新居浜保健所、大洲保健所及び支所（全 6 支所）を廃止した。

平成 20 年度には、試験研究内容の調整や、他の試験研究機関との連携による共同研究等を積極的に推進するため、衛生環境研究所の総務課を「総務調整課」に改め、調整機能の強化を図ると

ともに、衛生環境研究所の放射線監視機能を、八幡浜支局環境保全課内に設置された「原子力安全室」に移管し、安全確認機能の充実を図った。

平成 22 年 10 月 1 日には、伊方原子力発電所への安全監視機能の充実強化を図るため、衛生環境研究所と八幡浜支局環境保全課原子力安全室に分散していた監視機能を一箇所に集約した「愛媛県原子力センター」を八幡浜市保内町に設置した。

平成 24 年度には、松山保健所を「中予保健所」に改称したほか、「生物多様性えひめ戦略」の具体的な推進を図るため、希少野生動植物等の調査・研究をはじめ、情報収集・分析や標本管理、普及啓発等を一括して行う「生物多様性センター」を衛生環境研究所内に設置した。



2 環境創造センター

環境創造のための先進的技術及び施策並びに微生物等自然の浄化能力を活用した自然環境再生の検討・研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成 12 年 4 月に環境科学の第一人者である立川涼氏を所長に迎え、「愛媛県環境創造センター」を設立し、地球温暖化防止対策及び循環型社会の創造に向けた地域特有のバイオマスの利活用方策等の検討、湖沼等水質浄化技術の実証、生物多様性の保全方針の検討などの施策を実施し、本県における環境研究、施策等の強化を図った。このほか、環境関連の実務者や環境保全活動者などを対象に、より高度な環境知識を修得してもらうため、「えひめ環境大学」の開催などを行っている。

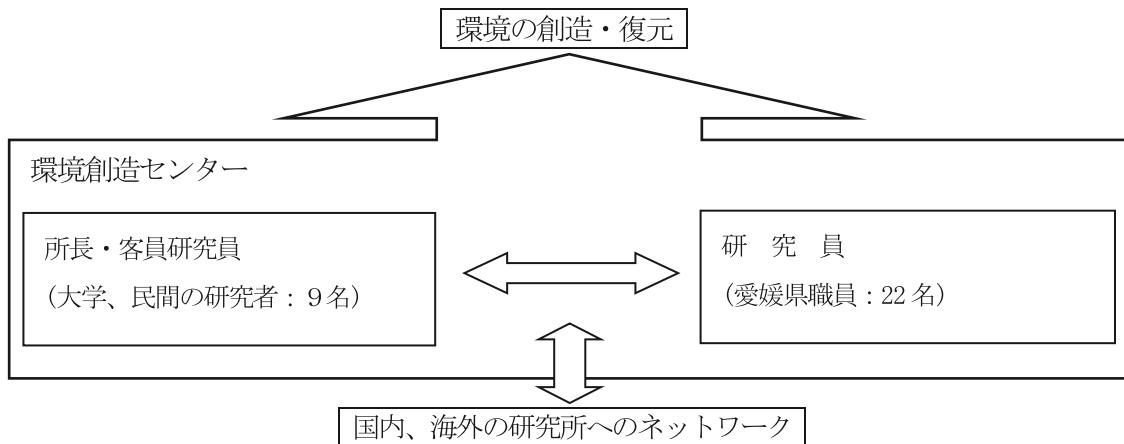
なお、平成 23 年 4 月には、立川所長の退任を受け、環境分野における豊かな学識経験、本県の環境に関する深い見識を持つ森田昌敏氏を新たな所長に迎え、引き続き先進的な環境技術の開発や環境政策の企画・立案等に取り組んでいる。

○設立年月日：平成 12 年 4 月 1 日

○構 成 員：環境創造センター所長：森田 昌敏

客員研究員：9 名（県内外の大学や民間の第一線の研究者）

研究員：22 名（県職員）



3 愛媛県環境審議会

都道府県における環境の保全に関する基本的事項の調査・審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第 43 条第 1 項の規定により、「愛媛県環境審議会」が平成 6 年 8 月 1 日に設置された。

その背景は、環境問題を解決していくためには、地域における取組が不可欠であり、地域の具体的な環境保全対策にも、地域の有識者、住民代表等の意見を反映することが望ましいことから、国に中央環境審議会が設置されることに対応して、都道府県に都道府県環境審議会を設置することとされたものである。

また、地方分権一括法の施行に伴い、都道府県環境審議会と自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全審議会との必置規制（名称規制）が弾力化され、両審議会を統合することができるることとされたことから、平成 12 年 4 月 1 日に「愛媛県環境審議会」と「愛媛県自然環境保全審議会」（昭和 48 年 12 月設置）とを統合するとともに、常設の 3 部会（自然環境部会・鳥獣保護部会・温泉部会）を設置し、環境に関する調査・審議の一元化を図り、総合的に対処することとした。

その後、地下水の汚染対策の調査・審議を行う必要が生じたことから、平成 12 年 12 月 22 日に、常設の化学物質環境保全部会を設置するとともに、平成 13 年 8 月 7 日には、地球温暖化対策などの計画策定を審議するために、常設の温暖化対策部会を設置した。

なお、審議会運営の効率化のため、平成 20 年度に、審議会委員を 30 人から 16 人に、水質特別委員を 5 人から 2 人に減員した。

愛媛県環境審議会は、基本的事項の調査・審議のほか、地域の環境保全に関する重要事項、個別の行政処分を行うに当たっての審議、審議会の発意による知事への意見具申など、広く環境保全に関する調査・審議を行うものであり、平成 29 年度における愛媛県環境審議会の開催状況は、表 1-2-1 のとおりである。

また、愛媛県環境審議会の法律及び条例に基づく審議事項は、資料編 1-3 のとおりである。

表1－2－1 愛媛県環境審議会の開催状況

年 度	開催年月日	審 議 事 項
平成 29 年度	平成 29 年 5 月 25 日	平成 29 年度第 1 回環境審議会 ○愛媛県地球温暖化防止実行計画の改定について
	平成 29 年 9 月 21 日	平成 29 年度第 1 回温泉部会 ○動力装置許可申請（1 件） ○土地掘削許可申請（2 件）
	平成 30 年 2 月 15 日	平成 29 年度第 2 回温泉部会 ○動力装置許可申請（1 件） ○土地掘削許可申請（1 件）
	平成 30 年 3 月 14 日	平成 29 年度第 2 回環境審議会 ○平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ○コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画の策定について ○第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について

第2節 愛媛県環境基本条例

1 制定の背景

わたしたちのふるさと愛媛は、瀬戸内海、宇和海、石鎚山などの豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれており、この豊かな環境を守り、育て、将来の世代に継承していくため、日常生活や事業活動そのものが環境に負荷を与えないように心掛け、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築できるよう、行政、事業者、県民すべての主体が、自らの責務を認識し、公平な役割分担の下に、環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。

しかし、今日の環境問題は、従来の産業公害の発生や無秩序な開発行為などの環境の悪化にとどまらず、都市化の進展と大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の定着による都市・生活型公害や廃棄物排出量の増大などの環境への負荷の増大、住民の快適な環境を求める意識や自然とのふれあいへのニーズの高まり、さらに、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球的な規模で対応すべき環境問題など、ますます複雑多様化している。こうした今日の環境課題に対処していくためには、国のみならず、地方公共団体においても、環境の保全に関する多様な施策を適切に講ずることが必要である。

このため、県においても、既存の公害防止条例や自然環境保全条例という個別の問題対処型の枠組みだけでなく、すべての社会経済活動が環境に配慮されたものとなるよう、総合的な視点から環境の保全に関する施策を推進していくための基本的な理念とこれに基づく基本的な施策の総合的な枠組みを含む新しい条例体系を整備することとした。

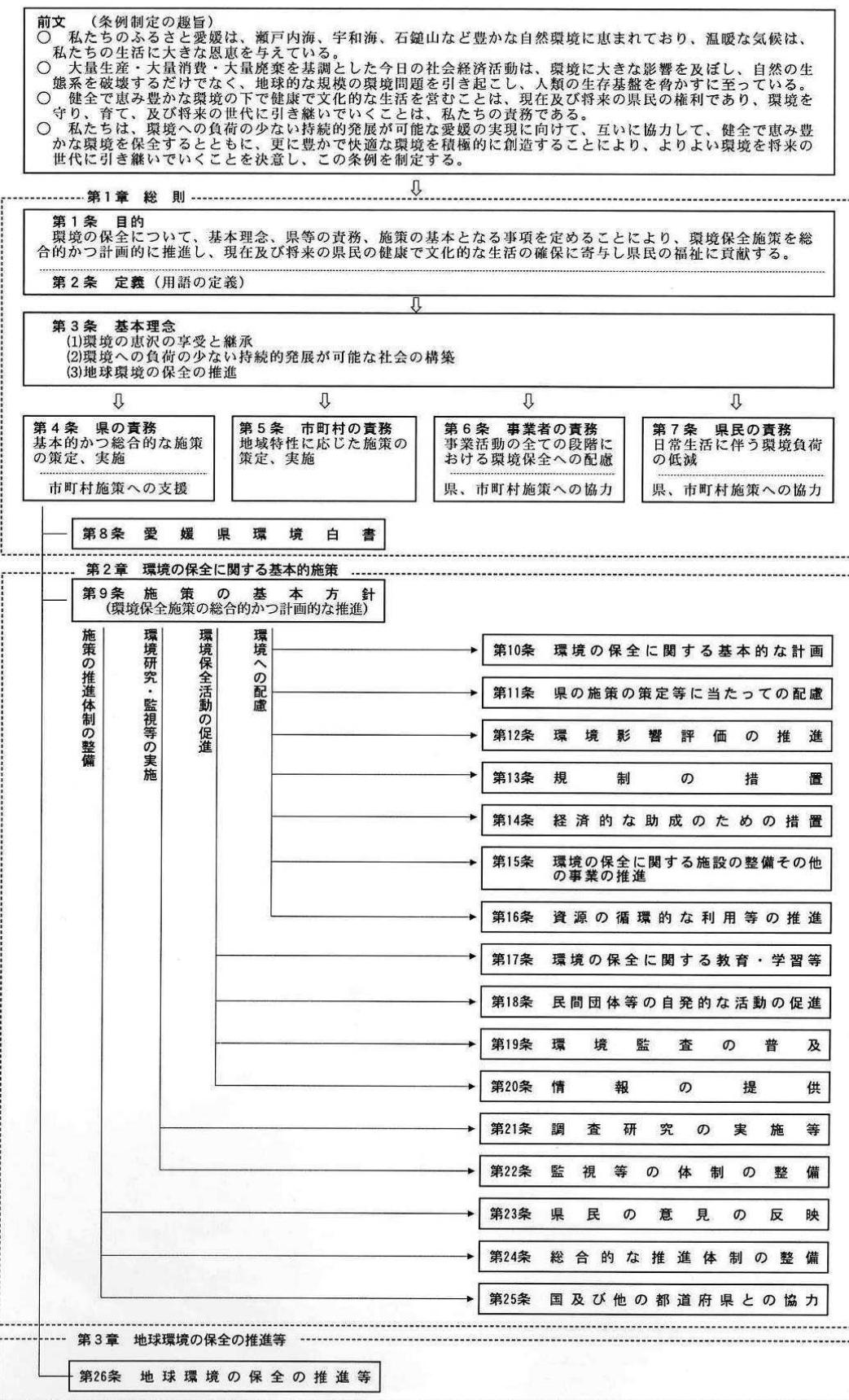
2 制定の経緯

平成7年8月に愛媛県環境審議会に「環境基本条例のあり方」について諮問し、審議会委員のうちから学識経験者や関係団体の代表等で構成する環境基本条例検討専門部会を設置して検討を行い、その答申を受けて、平成8年3月19日に「愛媛県環境基本条例」を公布施行した。

3 条例の位置付け及び構成

愛媛県環境基本条例は、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった個別の条例の上位に位置付けられるもので、従来の規制的手法に加え、誘導的手法も取り入れることにより、施策の多様化を図り、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。その構成は、図1－2－1のとおりである。

図1-2-1 愛媛県環境基本条例の構成図



第3節 第二次えひめ環境基本計画

1 策定の趣旨

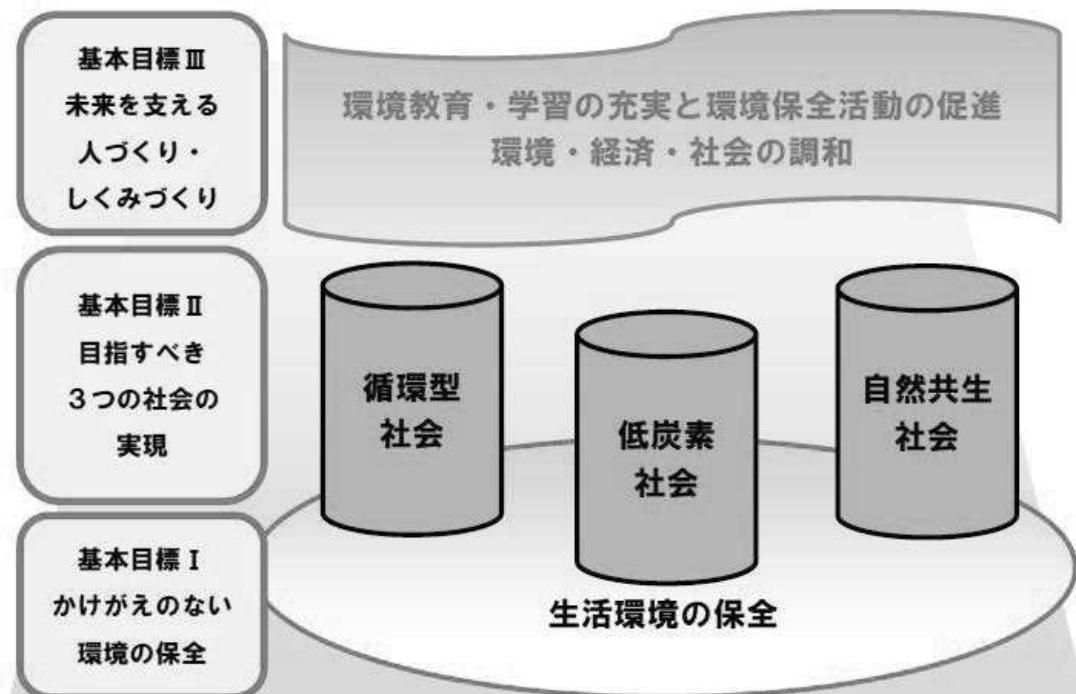
県では、「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、施策の展開に努めてきた。第一次計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間に取り組むべき施策の方向性を示しており、平成26年度末で計画期間が終了したため、第一次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会経済情勢を踏まえ、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、新たに「第二次えひめ環境基本計画」として策定した。

2 計画の概要

- ・策定根拠 愛媛県環境基本条例
- ・計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間
- ・目指すべき将来像

つなごう未来へ「^{えひめ}愛顔あふれる持続可能なえひめ」

- ・計画の進め方 3つの基本目標を設定し、安心・安全の基盤となる「生活環境の保全」を確保し、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の3つの社会の実現に取り組み、それを次世代につないでいけるよう「環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進」、「環境・経済・社会の調和」を進めていく。



第二次えひめ環境基本計画 概要図

第1章 基本的事項

策定の
趣旨

第一次計画を踏まえつつ、新たな課題にも適切に対応し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

計画
期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

第2章 環境の現状と課題

○近年の環境を巡る動き

地球や国レベルでの、環境の現況や情勢の変化を、項目ごとに整理

○第一次計画の取組結果と課題

環境指標や重点プロジェクトの実施状況を分析とともに、本計画の方向性を提示

○県民の環境意識

県民等の環境保全に対する意識を調査し、県民の関心度や取組の現状を分析

○愛媛の環境を取り巻く課題

県内の環境の現況や今後の課題を分野ごとに整理

第3章 計画の方向性

目指すべき将来像

つなごう未来へ「愛顔あふれる持続可能なえひめ」

第4章 施策の展開

基本目標

I かけがえのない
環境の保全

基本方針

① 安全で良好な生活環境の保全

個別施策

- 1 良好な大気、水、土壤環境の保全
- 2 駆音、振動、悪臭の防止
- 3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保
- 4 快適な暮らし空間の実現

II 目指すべき3つ
の社会の実現

① 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

- 1 地球温暖化防止対策の総合推進
- 2 エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換
- 3 低炭素型のビジネススタイルの実現
- 4 再生可能エネルギーの転換促進
- 5 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり
- 6 地球温暖化への適応の取組
- 7 オン層保護対策

② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

- 1 3Rの推進
- 2 廃棄物の適正処理の確保

③ 生物多様性の保全と
自然共生社会の実現

- 1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進
- 2 生物多様性の保全と適正管理
- 3 魅力ある里地・里山・里海づくり

III 未来を支える人
づくり・しくみづくり

① 未来へつなぐ環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

- 1 多様な場におけるESDの視点を取り入れた環境教育・学習の充実
- 2 環境教育・学習を推進する人材の育成
- 3 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進
- 4 環境情報の充実

② 未来を支える環境・経済・社会の調和

- 1 環境影響評価の推進
- 2 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進
- 3 低炭素ビジネス、循環型社会ビジネスの振興
- 4 環境と調和した農林水産業の推進
- 5 恵み豊かな森林(もり)づくり

第5章 計画の推進

PDCAサイクルにて管理

県民

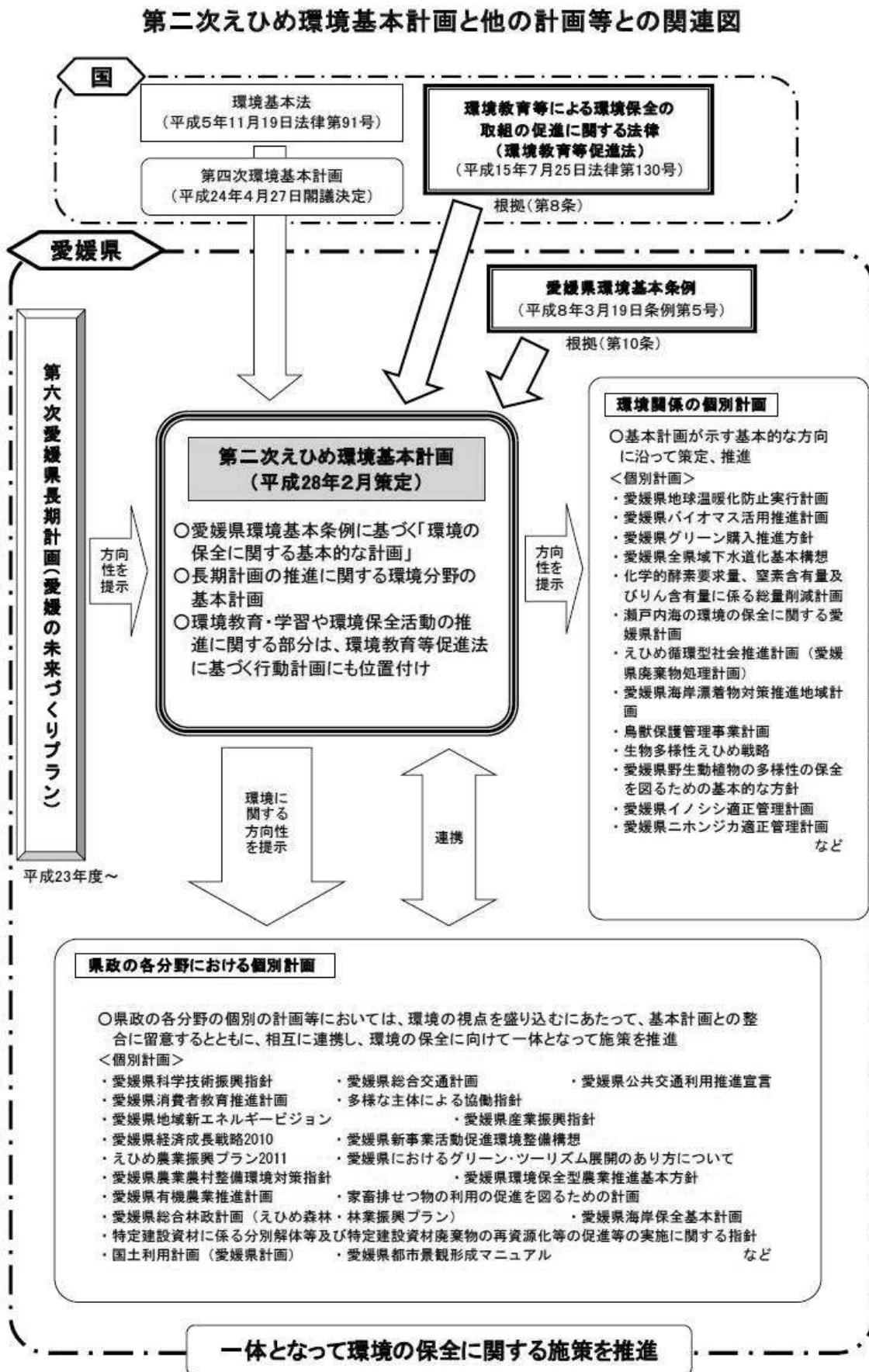
事業者

環境活動団体

行政

愛媛県環境審議会

3 計画の位置付け



4 施策の展開

I

基本目標

かけがえのない環境の保全

1 安全で良好な生活環境の保全

- (1) 良好的な大気、水、土壤環境の保全
- (2) 騒音、振動、悪臭の防止
- (3) 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保
- (4) 快適な暮らし空間の実現

項目	現状	目標
環境基準達成率		
(環境基準達成率：大気汚染)	77%(H26)	100%(H31)
(環境基準達成率：水質汚濁)	93%(H26)	100%(H31)
(環境基準達成率：ダイオキシン類)	100%(H26)	100%(H31)
(環境基準達成率：騒音)	79%(H26)	100%(H31)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	306件(H26)	現状より減少(H31)
汚水処理人口普及率	75.3%(H26)	86.1%(H34)
公共施設等の雨水・再生水利用施設数	71件(H26)	現状より増加(H31)
民間保安林の指定面積	108,823ha(H26)	109,702ha(H30)

II

基本目標

目指すべき3つの社会の実現

1 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

- (1) 地球温暖化防止対策の総合推進
- (2) エネルギー消費の少ないライフスタイルへの変換
- (3) 低炭素型のビジネススタイルの実現
- (4) 再生可能エネルギーへの転換促進
- (5) 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり
- (6) 地球温暖化への適応の取組
- (7) オゾン層保護対策



【愛媛県地球温暖化
キャラクター「ストッピー」】

項目	現状	目標
県内の温室効果ガス総排出量 (森林吸収分を差し引いた排出量)	23,380千t CO ₂ (H24)	16,221千t CO ₂ (H32)
県内バイオディーゼル燃料生産量	573kℓ(H25)	904kℓ(H33)
LED信号機の設置率	46.6% (H27)	70.0% (H31)
ノーマイカー通勤登録者数	3,363人(H26)	現状より増加(H31)
地球温暖化防止活動推進員数	56人(H27)	100人(H31)

目指すべき 3 つの社会の実現

2 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

- (1) 3 R の推進
- (2) 廃棄物の適正処理の確保

項目	現状	目標
一般廃棄物の1人1日当たりの排出量	911g (H25)	856g (H27)
一般廃棄物のリサイクル率	18.4% (H25)	25.0% (H27)
資源循環優良モデル認定件数	122 モデル (H26)	現状より増加 (H31)

※
※

※平成 28 年度に見直し予定



【資源循環促進税の仕組み】



【3R企業展での紙つき体験】

3 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

- (1) 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進
- (2) 生物多様性の保全と適正管理
- (3) 魅力ある里地・里山・里海づくり

項目	現状	目標
森林公園利用者数	98,392 人 (H26)	100,000 人 (H30)
特定希少野生動植物保護区の指定数	6 地区 (H26)	8 地区 (H31)
民有保安林の指定面積（再掲）	108,823ha (H26)	109,702ha (H30)
農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	14,800ha (H26)	22,700ha (H30)



【自然観察会】



【石鎚国定公園】

未来を支える人づくり・しくみづくり

1 未来へつなぐ環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

- (1) 多様な場におけるE S Dの視点を取り入れた環境教育・学習の充実
- (2) 環境教育・学習を促進する人材の育成
- (3) 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進
- (4) 環境情報の充実

項目	現状	目標
環境NPO法人数	152団体(H26)	現状より増加(H31)
愛リバー・ロード・ビーチ登録団体数	518団体(H27)	613団体(H30)
環境教育・学習参加者数	22,659人(H26)	現状より増加(H31)
環境マイスター派遣回数	31回(H26)	50回(H31)



【環境マイスターによる環境学習】



【環境啓発ポスターコンクール】

2 未来を支える環境・経済・社会の調和

- (1) 環境影響評価の推進
- (2) グリーン購入や環境に配慮した行動の促進
- (3) 低炭素ビジネス、循環型社会ビジネスの振興
- (4) 環境と調和した農林水産業の推進
- (5) 恵み豊かな森林（もり）づくり

項目	現状	目標
環境マネジメントシステムの取得件数	21件(H27)	120件(H31)
県内のエコフィード生産量	10,206t(H26)	現状より増加(H31)
資源循環優良モデル認定件数（再掲）	122モデル(H26)	現状より増加(H31)
愛媛県特別栽培農産物等認証制度 (エコえひめ) 農産物取組面積	917ha(H27)	940ha(H32)



【県内産の木材を用いた愛媛県武道館】

媛^ひすぎ H E

媛^ひひのき H E

【愛媛ブランド材ロゴマーク】

第4節 環境に関する調査研究

環境に関する調査研究は、科学技術の進歩や社会経済の変化の中で、環境の現況や将来像を解明し、広範囲に及び環境問題を解決するための科学的基礎となるものであり、これまで環境汚染の状況の把握や汚染発生原因等の解明に一定の成果を上げてきた。

本県においては、昭和 47 年 4 月に公害研究所を設置し、科学的な公害行政の推進、公害の常時監視等を行うなど、調査研究に取り組んできたところであり、平成 10 年 4 月からは、衛生環境研究所として、環境全般に関する調査研究を行っている。

平成 12 年 4 月には、環境創造センターを設置し、大学や民間企業の研究者の客員研究員制度を設け、幅広い研究ネットワークの下で、自然環境再生のための研究や環境問題全般の研究を進めている。

また、幅広い分野の調査、研究を長期的、総合的な視点に立って推進するため、環境創造センターを核とした調査研究のネットワーク化の一層の強化、大学・民間との人的交流及び研究支援体制の充実、研究の中核機関としての研究機能の拡充強化を図っている。

愛媛大学においては、平成 11 年 4 月に愛媛大学沿岸環境科学研究センターを設立し、主に沿岸環境中の環境ホルモン等、瀬戸内海沿岸地域での環境科学に関する総合的な調査研究を行っており、この研究センター等との連携にも努めているところである。

平成 29 年度は、衛生環境研究所、産業技術研究所等において、各種調査研究等を実施している（資料編 13- 1 参照）。